

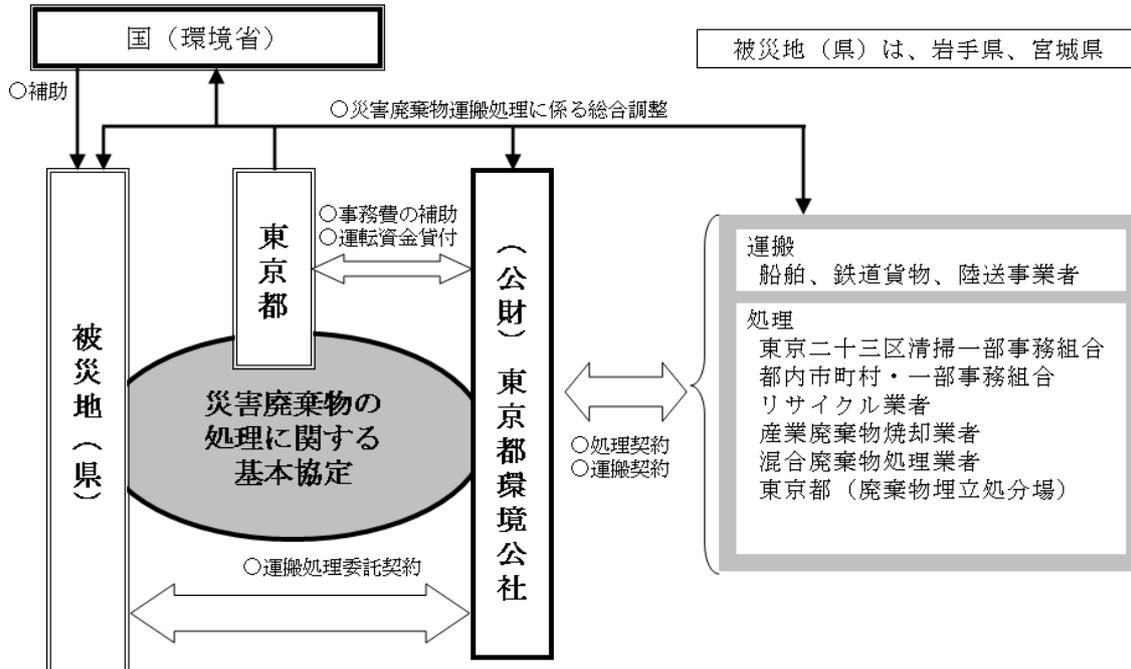
災害廃棄物受入処理事業について

Q1 どうして被災地の災害廃棄物を受け入れるのですか。

東日本大震災で発生した災害廃棄物は2000万トンを超えているため、被災地での処理だけでは場所的・時間的に大きな制約があり、早期復興の妨げになっています。

都は、全国の自治体に処理の支援要請があったことから、これに積極的に応えるため、岩手県及び宮城県の災害廃棄物を、平成25年度末までに50万トンを受け入れることとしました。

○事業スキーム



Q2 福島県の廃棄物は受け入れないのですか。

受け入れません。福島県の災害廃棄物は、国において処理する方針になっています。

Q3 どうやって決めたのですか。

『東京緊急対策2011』（平成23年5月27日）の中で受け入れる考えを示した後、平成23年都議会第2回定例会（平成23年6月）において、知事は所信表明で『被災地の復旧に立ち足る瓦礫については、区市町村や民間と共同して都内に受け入れ、処理に協力していく』と述べ、都議会は受入支援のための補正予算を全会一致で承認しました。

これらを経て、都議会第3回定例会（平成23年9月）で知事は、岩手県知事の依頼を受け、岩手県の災害廃棄物を受け入れることを表明し、平成23年9月30日、岩手県と処理協定を締結しました。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。

Q4 どうして岩手県と締結したのですか。宮城県とも締結するのですか。

岩手県知事からの依頼があったため、協定を締結して、同県宮古市の災害廃棄物を受け入れることとしました。

今後、宮城県とも協定を締結するよう準備を進めています。

Q 5 放射能を帯びた災害廃棄物を受け入れても大丈夫なのですか。

国の『広域処理推進ガイドライン』で示されている基準（焼却灰の放射性物質濃度が 8,000Bq/kg 以下）を満たすものを受け入れて処理します。

そのため、岩手県では災害廃棄物の焼却試験を実施しており、焼却灰の放射性物質濃度は普通ごみを焼却した時で 151Bq/Kg、普通ごみに災害廃棄物を 27%混合して焼却した時で 133Bq/kg であったことを確認しています。

実際、被災地から災害廃棄物を搬出する前に放射線量を測定します。その数値の高い災害廃棄物は、現地から搬出はしません。

都内に受け入れた後も破碎段階、焼却段階、埋立後も放射能測定を行います。

それら測定結果は東京都環境局 HP で公表します。

Q 6 災害廃棄物を焼却して放射性物質が飛散しないのですか。

現在、都内から出されている廃棄物を焼却している施設でも、焼却灰からは放射性物質が検出されていますが、バグフィルターをはじめ、国の処理方針に適合した排ガス処理設備が備わっているため、排ガスからは検出されていません。

（参考）都内一般廃棄物焼却施設の測定結果は、[こちら](#)をご覧ください。

都内産業廃棄物焼却施設の測定結果は、[こちら](#)をご覧ください。

被災地の焼却試験でも、同様に、排ガスの放射性物質濃度を測定しましたが、検出されていないことを確認しています。測定結果については、[こちら](#)をご覧ください。

受入開始後も、引き続き放射能測定を行い、その結果を東京都環境局 HP で公表します。

Q 7 8,000Bq/kg 以下とはいえ、そうした焼却灰を埋め立てて大丈夫なのですか。

国の『災害廃棄物の処理の方針』で安全な管理として示しているとおり、雨水をはじめとした浸出水が、海をはじめ外部に漏れ出さないように管理された埋立処分場において、焼却灰が飛散ないように土で覆って埋め立てています。

また、8,000Bq/kg という基準は、焼却灰の近くで埋立作業を行う作業員の安全が確保される水準として国が定めたものです。埋立処分場は一般の方は立ち入りできない場所であり、住民の健康、安全上の問題はありません。

Q 8 50 万トンも受け入れて、埋め立てるのですか。

3 年間で 50 万トンを受け入れますが、災害廃棄物の多くは焼却して容積を減らすため、実際に埋め立てるのは年間約 4 万トンとなります。

これまで、都内では廃棄物の削減を進めてきたため、埋立処分場の残余年数に大きな影響はありません。

（参考）23 区内の一般廃棄物の発生量 平成 22 年度 約 288 万トン

23 区内の一般廃棄物の埋立処分量 平成 22 年度 約 36 万トン

Q 9 岩手県宮古市分の災害廃棄物（11,000 トン）は、都内のどこで処理するのですか。

現地で破碎処理ができない混合廃棄物であるため、建設解体廃棄物などの混合廃棄物を処理する能力を有している産業廃棄物処分業者が処理します。

当該産業廃棄物処分業者は東京都環境局 HP で公表しています。

Q10 いつから受け入れるのですか。

11 月 3 日に都内に搬入され、処理が開始されています。

Q11 処理フローはどのようになっているのですか。

岩手県宮古市分の災害廃棄物は都内の産業廃棄物処分業者が処理を行います。

- ・ 先行事業分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 平成23年12月～平成24年3月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。
- ・ 平成24年4月～平成24年6月分の処理フローは[こちら](#)をご覧ください。